平成２１年（フ）第１６３５号
奈良市帝塚山南２丁目８番８号、開始決定時の住所大阪市生野区新今里４丁目６番25号株式会社今里マツヤデンキ
破産者　山根　潤也
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４６１号
大阪府東大阪市小若江３丁目17番27号　ハイツ太田小若江２階208号、開始決定時の住所大阪府東大阪市横小路町１丁目１番８号
破産者　木田　純弘
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４２０号
京都府長岡京市神足２―12―10、住民票上の住所大阪府茨木市西河原２丁目12番14号
破産者　宮本　光雄
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４２１号
京都府長岡京市神足２―12―10、住民票上の住所大阪府茨木市西河原２丁目12番14号
破産者　宮本　惠子
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６９１号
大阪府八尾市緑ヶ丘５丁目110番地の１、前住所大阪府八尾市大字山畑1175番地の１
破産者　天野　和生
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９８８号
大阪府八尾市東山本新町５丁目７番22―308号
破産者　大森琇仁こと　朴　　修二
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３７９号
大阪府八尾市東山本新町９丁目８番５号
破産者　山田プロセス印刷こと　山田　治生
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５３５号
大阪府池田市豊島南１丁目３番14号
破産者　中島　君代
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０７２号
大阪府羽曳野市碓井４丁目８番１―901号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市古市６丁目13―23　ローザ高屋マンション２階202号
破産者　宮嶋　由香
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
堺市南区茶山台２　泉北茶山台二丁団地３―１号棟306号、住民票上の住所大阪府大阪狭山市西山台１丁目10番１号
破産者　岡本　耕二
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７２７号
堺市美原区青南台２丁目２番６号
破産者　植田　重信
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０２２号
大阪府河内長野市原町４丁目６番27号
破産者　藤澤　峰子
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０２３号
大阪府河内長野市原町４丁目６番27号
破産者　藤澤　康太
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１７８号
堺市東区草尾232番地17
破産者　高橋水江こと金憽希こと　金　　水江
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２５６号
神戸市中央区山本通４丁目７番19―501号
破産者　アズマパールこと　東　　式輝
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２５７号
神戸市中央区山本通４丁目７番19―501号
破産者　東　　一美
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８０号
大阪府枚方市東中振１丁目63番15―24号、開始決定時の住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘５丁目34番地８
破産者　大谷　将太（旧姓岡田）
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１８７号
兵庫県伊丹市大野２丁目93番地、宣告時の住所兵庫県伊丹市北野２丁目113番地５　クラウンハイム伊丹704号
破産者　戎子　　肇
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２８６号
大阪府門真市大橋町19番３号、宣告時の住所兵庫県川西市多田院２丁目27番14号
破産者　三浦建創こと　三浦　隆之
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部